



発行 新潟県
第 47 号
 平成24年6月19日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 806 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 807 非農用区域内に換地を定める土地の指定（農地整備課）
- 808 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 809 公有水面埋立ての竣功認可（港湾整備課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（廃棄物対策課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

監査委員公表

- 住民監査請求に係る監査結果公表（監査委員事務局）

雑 報

- 平成23年度新潟県市町村職員共済組合決算の要旨（市町村課）

告 示

◎新潟県告示第806号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三条市の大島下郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成24年6月19日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

- | | | |
|----|----------------|----------------|
| 理事 | 三条市代官島 1764 番地 | 星野 俊一 (理事長) |
| 〃 | 〃 大島 218 番地 | 五十嵐 博之 |
| 〃 | 〃 大島 415 番地 | 土田 忠史 |
| 〃 | 〃 大島 940 番地 | 五十嵐 賢治 |
| 〃 | 〃 代官島 1442 番地 | 星野 正行 |
| 〃 | 〃 井戸場 197 番地 | 金子 俊哉 |
| 〃 | 〃 荻島 1204 番地 1 | 高野 金吉 |
| 〃 | 〃 荻島 176 番地 | 金川 保 |
| 監事 | 三条市大島 934 番地 | 丸山 金二 |
| 〃 | 〃 代官島 1529 番地 | 小野 政喜 |
| 〃 | 〃 井戸場 1588 番地 | 金子 洋一 |
- 就任年月日 平成24年5月28日

2 退任

- | | | |
|----|--------------|----------------|
| 理事 | 三条市代官島1764番地 | 星野 俊一 (理事長) |
| 〃 | 〃 大島279番地 | 猪熊 憲作 |
| 〃 | 〃 大島530番地 1 | 土田 満 |

// // 大島884番地 佐藤 豊己
 // // 代官島1426番地 松下 正樹
 // // 井戸場1588番地 金子 洋一
 // // 荻島1204番地1 高野 金吉
 // // 荻島223番地子 酒井 輝雄
 監事 三条市大島430番地 佐藤 昇
 // // 代官島1321番地 松下 茂樹
 // // 荻島1241番地2 中川 暁夫
 退任年月日 平成24年5月27日

◎新潟県告示第807号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業三和南部地区に係る換地計画において、次の従前の土地は非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成24年6月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

従前の土地の表示

| 市町村 | | 字 | 地番 | 地目 | 地積㎡ |
|--------|---|-----|-------|----|------|
| 上越市三和区 | 野 | 久保田 | 9 | 田 | 892 |
| 同 | 同 | 同 | 18 | 田 | 566 |
| 同 | 同 | 同 | 19—1 | 田 | 476 |
| 同 | 同 | 宮田 | 175 | 田 | 1258 |
| 同 | 同 | 同 | 181—1 | 田 | 1286 |

◎新潟県告示第808号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成24年6月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成24年5月16日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社阿部産業
阿部 二郎
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区沼垂西3-11-6
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-19）第2550号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成24年5月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年5月17日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ハウゼ新潟
清野 英一
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区小針南2-5-29
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第43784号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成24年5月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年5月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
スズキ舗道有限会社
鈴木 純作
 - 3 主たる営業所の所在地
東蒲原郡阿賀町津川688-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第40915号
 - 5 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年5月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年5月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
マツケン
松井 正一
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字福橋638-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第43699号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年5月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年5月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社キョーショー
滝沢 正之
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市柏町2-6-32
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第43905号
 - 5 処分の内容 大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年5月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年5月30日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社岩野建設
岩野 フミ子
 - 3 主たる営業所の所在地
-

佐渡市徳和698-1

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第11533号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成24年5月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年5月30日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社水吉工務店
水吉 雄三
 - 3 主たる営業所の所在地
西蒲原郡弥彦村大字弥彦2637
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第22084号
 - 5 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年5月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年5月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社中谷工業
中谷 正
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市寺町1-4-20
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第43266号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年5月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年6月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社白倉設備
白倉 豊治
 - 3 主たる営業所の所在地
燕市南1-17-14
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-19)第15539号
 - 5 処分の内容 さく井工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び土木工事業、管工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年6月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年6月6日
-

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
マルエス
佐藤 正夫
- 3 主たる営業所の所在地
村上市八日市10-21
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第20925号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成24年6月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第809号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成24年6月19日

新潟港港湾管理者 新潟県
代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 竣功認可年月日
平成24年6月8日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所
住所 新潟市中央区新光町4番地1
名称 新潟県
代表者 新潟県知事 泉田 裕彦
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
新潟市中央区柳島町3丁目18番14の地先公有水面
 - (2) 区域
次の各地点のうち、①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点と④の地点を結ぶ平成19年秋分の満潮位(D.L.+0.30メートル)における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成20年1月29日付け新潟県河管第1038号、新潟県港整第361号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 西防波堤燈台(北緯37度57分32秒、東経139度04分07秒:世界測地系)から195度13分46秒3, 238.33メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から15度38分59秒75.00メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から285度38分59秒9.10メートルの地点
 - ④の地点 西防波堤燈台(北緯37度57分32秒、東経139度04分07秒)から195度24分11秒3, 238.27メートルの地点
 - (3) 面積
709.50平方メートル
- 4 埋立ての免許の年月日及び番号
平成21年6月18日
新潟県河管第320号、新潟県港整第122号
- 5 法第22条第3項の市町村(閲覧場所)
新潟市役所

公 告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 6月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
平成24年度不法投棄監視強化業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
平成24年 5月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
旭ビル管理株式会社
新潟県新潟市東区紫竹5丁目10番60号
- 5 落札価格
25,620,000円
- 6 契約方式
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成24年 4月20日
- 8 落札方式
最低価格

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪機械等について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成24年 6月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量

| | |
|------------------------|----|
| ア ロータリ除雪車（2.2m級） | 1台 |
| イ 小形除雪車（1.0m級） | 8台 |
| ウ 小形除雪車（1.0m級、ロング雪切板付） | 3台 |
| エ 小形除雪車（1.3m級） | 1台 |
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成24年10月31日（水）
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 入札方法
落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。）に自賠責保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

- (4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。
- (6) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県出納局会計検査課物品契約係
電話番号 025-280-5490
Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

平成24年7月5日(木) 午後5時

- (5) 開札の日時及び場所

平成24年7月6日(金) 午前10時
新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成24年6月29日(金)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

なお、新潟県物品入札参加資格者で資格審査申請時に誓約書(物品入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8)を提出している者は提出不要とする。

- (8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Rotary snow plow (Plow length: 2.2-meter class) [1]unit
- ② Small size rotary snow plow (Plow length:1.0-meter class) [8] units
- ③ Small size rotary snow plow with long-type snow cutting blade (Plow length:1.0-meter class) [3] units
- ④ Small size rotary snow plow (Plow length:1.3-meter class) [1] unit

(2) Deadline for bid submission:

5 : 00P.M. June 29, 2012

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5490

E-mail : ngt190030@pref.niigata.lg.jp

監査委員公表

監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成24年6月19日

| | | | |
|---------|---|---|----|
| 新潟県監査委員 | 山 | 田 | 修 |
| 新潟県監査委員 | 沢 | 野 | 修 |
| 新潟県監査委員 | 岩 | 村 | 良一 |
| 新潟県監査委員 | 石 | 上 | 和男 |

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

新潟市西区寺尾東二丁目23番37号 山下 省三

2 請求の要旨

(1) 「にいがたの農林水産業平成24年版(小学校5年生用資料)」(以下「当該印刷物」という。)に係る印刷製本費の支出は、次の点で違法又は不当である。

ア 当該印刷物は、カラー両面印刷50ページ程度の冊子であって、昨今の子供に対し50ページもある資料を与えても一体どのくらいの子供が全部読むのか不明である。全部を見てほしいという内容では、結局、大人の都合である。新潟県は農林水産部と農地部に組織が分かれている珍しい県であるが、米、野菜、くだもの、花、畜産、海水面漁業(遠海・近海・養殖)、内水面漁業(川・湖・養殖)、森林施業(植林・育成)、きのこ生産などの多くの分野に分かれ、それぞれの立場での主張が冊子50ページに整理できなくて掲載されている。

当該印刷物は、学校教科書ではないから、常時、授業に使うという強制はできないし、結局、「子供にきれいな本をあげておいた」だけになりかねない。すなわち、子供に本当に読んでもらいたいのであれば、子供に分かりやすい内容でページ数を減らし、10ページ程度の冊子でないと「単に露出を上げた(広告費をかければかけるほど売上げは伸びるが、コストパフォーマンスは低くなる)」ものとなって「少ないページよりも0といえないレベルで子供に農業の宣伝ができた」という費用対効果を無視した話にしかない。

当該印刷物は、平成3年3月から20年程度発行を続けてきたのであるから、平成3年当時の小学校5年生が就職する年代になってから10年程度が経過しているものであって、毎年公金を使って行う同じような広報の効果は既に10年程度の結果が累積されていることになる。

結果は、後継者がいないことによる農業就業人口の大幅な減少であるし、新規就農者数が毎年100から200人台という数字である。子供に広報をしても農業を継がず、10年で5万人程度の就農者数の減少があり、新規就農者数は2万人以上いる小学校5年生のうち成長して就職年代になった人の1パーセント内外(新卒者とは限らない)ということになる。この1パーセント内外が、当該印刷物により啓発されて新規農業就業者となった可能性も分からないし、県外から新規農業者となったIターン組には何ら当該印刷物は関係ないことになってしまう。

なお、仮に、「消費者に対する知識」をいうなら都合の悪い面(農薬の被害、規格外廃棄物、使用薬剤等の生産に伴う負の遺産であるがコスト計算の知識ともなる。)も載せるべきであるが、数年前に新潟県知事から「こしひかりBLに品種が変わったのに消費者に周知していない。情報隠しだった。」というような指摘をされているように、従来型の都合がいい面だけ記載した広報では消費者のためになるとも思えない。

しかも、ネガティブ情報を載せると売上げが下がることは原発事故でも証明済みであるから、結局、消費者向けの情報は売る立場からは正確に出せない(社会的には出すべきであるが、関係者から苦情が来るので出せない。)ことになってしまう。すなわち、当該印刷物は、2万人以上いる小学校5年生全員に配布する目的でカラー両面印刷50ページの高額な冊子とする必要性はなく、効果のはっきりしない広報誌なのであるから情報を整理して簡素にすべきであって、さらに配布された生徒が成長しても就農する確率が極めて低く、消費者に対し都合の悪い情報を伝えられないなど、明らかに不必要で高額すぎる内容であるから、当該印刷物の印刷に係る公金の支出は費用対効果を欠き違法又は不当というべきである。

イ 50ページものカラー冊子を2万人の子供全員に配布するよりも、簡素版を配布し、興味のある子はインターネットで見られるとしておく方が、学習効果が上がるというものである。インターネットによる代替手段の方が明らかに効率的であり、50ページもあるカラー冊子を印刷会社に印刷させることは不要である。

ウ 行政文書非公開決定通知書によれば、財政課は、当該印刷物に係る農地部の公金支出について、文書で把握しておらず、内訳が表示されない予算の根拠についても文書として有していない。財政当局により適正に管理されていない支出として違法性の推定がなされるべきである。

エ 当該印刷物の印刷製本費の最新版の支出書類を公開請求したい旨申し出ても、新潟県は文書の存在を告知しなかったのであるから、情報公開制度に反する対応であったとして、当該印刷物の印刷に係る公

金支出には違法性の推定がなされるべきである。

(2) 上記(1)から、次の措置を求める。

ア 知事に対し、違法、不当な公金支出の差止めを勧告すること。

イ 知事に対し、広報経費の公金支出の際に十分必要性を検討し、効率的に予算を運用するよう勧告すること。

ウ 知事に対し、部局や行政組織を整理して経費の削減及び知事の指示系統が簡素になる対応をするよう勧告すること。

3 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、請求書が提出された平成24年4月10日をもってこれを受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成24年4月26日付けで請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を平成24年5月16日に設ける旨を文書で通知したところ、平成24年4月28日付けで請求人から陳述は行わない旨の回答が文書でなされた。また、新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の実施

1 監査の対象

当該印刷物に係る印刷製本費については、平成24年4月12日（農業総務課分399,205円）及び平成24年4月16日（農地管理課分199,602円）に支払が行われていることが確認されたので、当該支出が違法又は不当な公金の支出に当たるかどうかを監査の対象とした。

2 監査の対象機関

農業総務課、農地管理課（以下「監査対象機関」という。）

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象機関の関係職員からの聞き取り及び関係書類の精査を行った。その概要は次のとおりである。

(1) 当該印刷物の概要

ア 作成目的

小学校5年生の社会科で食料生産について学ぶことから、当県農林水産業の特徴や動向をわかりやすく解説する当該印刷物を作成し、児童から当県農林水産業に対する理解を深めてもらうことを目的として作成している。

イ 刊行状況等

当該印刷物は、平成3年に発行以降、随時、統計データ等を更新の上、配布を行っている。平成21年及び23年のアンケート結果では、授業中に使用したとの回答が過半数であり、参考資料としての配布も含めると、小学校5年生全員に配布されている。また、配布先の要望や社会情勢の変化に合わせて、数年おきに構成等を見直し、内容の充実を図っており、改訂に当たっては、アンケート結果や義務教育課の意見を反映させるようにしている。

なお、当該印刷物については、新潟県ホームページにおいても、平成21年版から平成24年版まで、全文PDFファイルで掲載されている。

(2) 当該印刷物の配布先、配布部数及び経費の負担

| 配布先 | 小学校 | 市町村 | 県関係機関 | 農業団体等 | その他 | 合計 |
|---------------|---------|-----|-------|---------|------------|---------|
| 配布部数 | 22,876冊 | 30冊 | 180冊 | 350冊 | 164冊 | 23,600冊 |
| 経費の負担 | | | | | | |
| 負担機関名 | | | 割合 | 部数 | 金額 | |
| 新潟県農林水産部農業総務課 | | | 30% | 7,080冊 | 399,205円 | |
| 新潟県農地部農地管理課 | | | 15% | 3,540冊 | 199,602円 | |
| 新潟県農業協同組合中央会 | | | 55% | 12,980冊 | 731,877円 | |
| 合計 | | | 100% | 23,600冊 | 1,330,684円 | |

- (3) 当該印刷物は、不必要にページ数が多くカラー印刷とする等、高額すぎ、情報を整理して簡素にすべきであって、費用対効果を欠くものであるとの請求人の主張に対する監査対象機関の見解
- ア 当該印刷物は、発行当初から必要な情報を追加・整理しながら内容の充実を図ってきた。当該印刷物は、学習指導要領で定める社会科第5学年の内容「我が国の農林水産業」「国土保全のための森林資源の働き」の学習において活用されることを想定している。これらの学習においては、農林水産業が国民の食料確保や国土保全に重要な役割を果たしていることを理解させることを目的としている。児童は、稲作や森林保全については必ず学習し、また、野菜、果物、畜産物、水産物の生産については選択し、それらに従事している人々の工夫や努力を調査・発表することとされている。このため、これらすべての分野を網羅し、学習に必要な情報を掲載した結果、現行のページ数となっている。
- イ また、平成23年のアンケート結果では、写真やグラフ等を増やしてほしいとの回答も多く、これらをわかりやすく表現するためにカラー印刷は必要であると考え。義務教育課への聞き取りでも、小学校5年生用の資料として大変有益であり、教科書を補完する教材として重宝しているとの回答を得ており、当該印刷物の発行は、広く児童に本県農林水産業の理解促進を図る上で有益であると考えている。
- (4) インターネットによる代替手段の方が明らかに効率的であり、50ページもあるカラー冊子を印刷会社に印刷させることは不要であるとの請求人の主張に対する監査対象機関の見解
- ア インターネットによる掲載は、簡単にデータを検索したり、必要な情報を加工したりできるなどの利点があるが、画面を通して見るため全体を見渡すことができない。パソコンがないと閲覧できないという欠点もある。
- イ 一方、印刷物は、長期の保存が可能であり、全体を見渡しながら手にとって必要な情報を閲覧することができるが、データや文章の加工は容易ではない。
- ウ 以上のように、インターネット掲載と印刷物発行による情報発信には、それぞれ一長一短があり、二つを併用することが有効であると考え。
- エ また、学校においては、パソコンは特別教室に限られた台数しか設置されておらず、すべての児童が、必要なときにインターネット情報を閲覧できる環境とは言い難いため、当該印刷物の発行は必要であると考え。
- (5) 当該印刷物に係る農地部の公金支出は、財政当局により適正に管理されていない支出として違法性の推定がなされるべきであるとの請求人の主張に対する監査対象機関の見解
- 当該印刷物に係る農地部の予算は、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）に基づき、予算編成方針・予算編成作業要領等に従い、「部局長枠予算」として予算の見積り等が行われ、執行についても5社の見積り合わせにより適切に行ったもので、違法又は不当な点はないものと考えている。

2 関係人調査

法第199条第8項の規定により、義務教育課に対して関係人調査を行った。その概要は次のとおりである。

- (1) 児童全員に無償配布される資料であり、最終ページに学校名、学年、クラス、氏名を記載する欄が設けられ、個人で持てるようにしてある。このため、学校での授業のほか、持ち帰って家庭学習等でも使用できるようになっている。
- (2) 学校での使用を考えると、学校ではパソコンのある部屋は限られており、普段の授業の中で手にとってすぐに見たいときには冊子形式での個人配布が望ましいと思われる。また、児童の興味、関心を引くわかりやすさ見やすさという点ではカラー印刷の方が非常に効果的で、内容も、当該印刷物は、県内の地元産業、森林に関してまとめられており、県内に特化されている資料はあまり多くないことを考えると大変有益な資料となっている。
- (3) 社会科の授業で一番大事にしたいことは、児童が自分で調べたり資料を手にとったりして考えることであり、図書館等への引率も大切だが、限られた授業時間の中で実りある学習にするには、当該印刷物のような資料が手元にあることが不可欠であると考えられる。今後も配布は続けていただきたい。

3 判断

以上の事実関係の確認及び関係人調査に基づき、本件請求に対し次のとおり判断する。

- (1) 当該印刷物は、不必要にページ数が多くカラー印刷とする等、高額すぎ、情報を整理して簡素にすべきであって、費用対効果を欠くものであるとの請求人の主張について
- ア 当該印刷物は、学習指導要領において、小学校5年生の社会科の内容として「我が国の農業や水産業」「国土の保全などのための森林資源の働き」等が示されており、地図や統計などの各種の基礎的資料を効果的に活用し、社会的事象の意味について考える力、調べたことや考えたことを表現する力を育てるようするとされていることを踏まえ、新潟県の農林水産業について、必要な地図や統計、歴史のほか、

生産者の取組や工夫を具体的に掲載しており、児童が学習に必要な情報を掲載した結果、現在のページ数となっている。また、アンケート結果によれば、配布先である学校側の意見でも新潟県の農林水産業をより深く調べさせる授業の円滑化に資する観点から、写真やグラフ、イラストの追加などの要望もある。

イ 以上を踏まえれば、現行のページ数は学習に必要な情報を掲載したものであり、また、児童にわかりやすく表現するためカラー印刷は必要であるとの監査対象機関の考え方は合理性が認められる。

(2) インターネットによる代替手段の方が明らかに効率的であり、50ページもあるカラー冊子を印刷会社に印刷させることは不要であるとの請求人の主張について

ア インターネットによる掲載は、簡単にデータを検索したり、必要な情報を加工したりできるなどの利点があるが、画面を通して見るため全体を見渡すことができない。パソコンがないと閲覧できないという欠点もある。

イ 一方、印刷物は、全体を見渡しながら手にとって必要な情報を閲覧することができるが、データや文章の加工は容易ではない。

ウ したがって、インターネット掲載と印刷物発行による情報発信には、それぞれ一長一短があり、二つを併用することが有効であるという監査対象機関の考え方は一般論として合理的なものと認められる。また、小学校においては、パソコンは特別教室に限られた台数しか設置されておらず、すべての児童が、常時、必要ときにインターネットを閲覧できる環境にはない。

エ 以上を踏まえれば、インターネットに全文を掲載したとしても、当該印刷物は必要であるとの監査対象機関の考え方は合理性が認められる。

(3) 当該印刷物に係る農地部の公金支出は財政当局により適正に管理されていない支出である、また、行政文書公開請求の際、情報公開制度に反する対応であったとして、当該印刷物の印刷に係る公金支出には違法性の推定がなされるべきであるとの請求人の主張について

当該印刷物に係る農地部の予算は、予算編成方針・予算編成作業要領等に従い、「部局長枠予算」として予算の見積り等が行われたものであり、「部局長枠予算」の内訳については、部局長の裁量と責任により管理が行われることとされている。また、情報公開に係る対応については、当該印刷物の印刷に係る公金支出の違法性又は不当性との関連は認められない。

以上のことから、本件印刷製本費の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるとの請求人の主張については、理由がないものと判断する。

平成23年度新潟県市町村職員共済組合決算の要旨

新潟県市町村職員共済組法定款第5条の規定により、平成23年度決算の要旨を公告する。

平成24年6月19日

新潟県市町村職員共済組合

理事長 小林 則 幸

損益計算書の要旨

(単位:千円)

| | 経理区分 | 短期 | 長期 | 預託金管理 | 業務 | 保健 | 宿泊 | 貯金 | 貸付 | 財形 |
|-------------------|------------|------------|------------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|-----|
| 収 入 | 負担金 | 7,397,797 | 25,302,825 | 0 | 263,767 | 389,831 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 掛金 | 7,653,782 | 12,479,467 | 0 | 0 | 381,673 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 施設収入・商品売上 | 0 | 0 | 0 | 0 | 347,680 | 163,759 | 0 | 0 | 0 |
| | 利息及び配当金 | 4,728 | 0 | 338,516 | 1,184 | 10,017 | 17 | 308,569 | 11 | 1 |
| | その他の収入 | 920,792 | 0 | 0 | 105,774 | 12,455 | 6,914 | 41,614 | 351,942 | 498 |
| | 他経理から繰入 | 0 | 0 | 0 | 48,898 | 79,275 | 26,194 | 0 | 0 | 0 |
| | 前年度支払準備金 | 1,138,241 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 17,115,340 | 37,782,292 | 338,516 | 419,623 | 1,220,931 | 196,884 | 350,183 | 351,953 | 499 | |
| 支 出 | 給付 | 7,348,975 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 役職員給与 | 0 | 0 | 0 | 159,677 | 30,602 | 60,982 | 19,642 | 20,191 | 0 |
| | 旅費・事務費 | 0 | 0 | 0 | 23,482 | 5,917 | 907 | 2,032 | 1,476 | 0 |
| | 商品仕入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,778 | 5,154 | 0 | 0 | 0 |
| | 飲食材料費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 45,250 | 28,796 | 0 | 0 | 0 |
| | 委託費 | 0 | 0 | 0 | 2,261 | 9,787 | 0 | 878 | 1,276 | 0 |
| | 支払利息 | 0 | 0 | 338,516 | 0 | 0 | 0 | 211,258 | 246,770 | 491 |
| | 連合会払込金 | 211,567 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12,667 | 0 |
| | 前期高齢者納付金 | 3,036,238 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 後期高齢者支援金 | 2,556,183 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 病床転換支援金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 老人保健拠出金 | 129 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 退職者給付拠出金 | 638,750 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 負担金払込金 | 0 | 25,302,825 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 掛金払込金 | 0 | 12,479,467 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他経理へ繰入 | 48,898 | 0 | 0 | 0 | 106,461 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| その他の支出 | 1,745,977 | 0 | 0 | 183,901 | 874,881 | 92,554 | 9,432 | 31,555 | 7 | |
| 次年度支払準備金 | 1,104,275 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 計 | 16,690,992 | 37,782,292 | 338,516 | 369,321 | 1,074,676 | 188,393 | 243,242 | 313,935 | 498 | |
| 差引当期利益金又は当期損失金(△) | 424,348 | 0 | 0 | 50,302 | 146,255 | 8,491 | 106,941 | 38,018 | 1 | |

貸借対照表の要旨

| | | | | | | | | | | |
|-------------|---------------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|-------------|------------|------------|--------|
| 資 産 | 流動資産 | 3,703,090 | 2,344,044 | 796,452 | 524,623 | 2,746,700 | 108,809 | 235,147 | 152,709 | 792 |
| | 固定資産 | 0 | 0 | 14,919,799 | 4,224 | 1,603,887 | 352,666 | 23,636,264 | 11,258,302 | 31,148 |
| | 資産合計 | 3,703,090 | 2,344,044 | 15,716,251 | 528,847 | 4,350,587 | 461,475 | 23,871,411 | 11,411,011 | 31,940 |
| 負 債 | 流動負債 | 109,468 | 2,344,044 | 0 | 2,307 | 73,361 | 16,876 | 22,438,016 | 485 | 0 |
| | 固定負債 | 1,104,275 | 0 | 15,716,251 | 187,213 | 40,471 | 60,858 | 37,541 | 9,673,832 | 31,148 |
| | 負債合計 | 1,213,743 | 2,344,044 | 15,716,251 | 189,520 | 113,832 | 77,734 | 22,475,557 | 9,674,317 | 31,148 |
| 純 資 産 | 資本剰余金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 598,875 | 1,528,092 | 0 | 0 | 0 |
| | 積立金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 利益剰余金又は欠損金(△) | 2,489,347 | 0 | 0 | 339,327 | 3,637,880 | △ 1,144,351 | 1,395,854 | 1,736,694 | 792 |
| | 純資産合計 | 2,489,347 | 0 | 0 | 339,327 | 4,236,755 | 383,741 | 1,395,854 | 1,736,694 | 792 |
| 負債・純資産合計 | 3,703,090 | 2,344,044 | 15,716,251 | 528,847 | 4,350,587 | 461,475 | 23,871,411 | 11,411,011 | 31,940 | |